別表六（三十二）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の７第４項から第６項まで（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(9)」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

3　「差引改定取得価額 (8)−(9) (10)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　租税特別措置法第42条の12の７第４項の規定の適用を受ける場合において、情報技術事業適応（同条第１項に規定する情報技術事業適応をいう。以下この記載要領において同じ。）の用に供するために取得又は製作をする特定ソフトウエア（同条第１項に規定する特定ソフトウエアをいう。）並びに当該特定ソフトウエア又は情報技術事業適応を実施するために利用してその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。(1)及び第６号において同じ。）を支出するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額並びに情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額の合計額（(1)及び次号において「対象資産合計額」という。）が300億円を超えるときは、「差引改定取得価額」を $300億円\times\frac{(8)-(9)}{対象資産合計額}$ (10)と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該対象資産合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

(2)　租税特別措置法第42条の12の７第６項の規定の適用を受ける場合において、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（同条第３項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画をいう。）に従つて行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応（同条第３項に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応をいう。）のための措置として取得又は製作若しくは建設をする生産工程効率化等設備等（同条第３項に規定する生産工程効率化等設備等をいう。）の取得価額の合計額が500億円を超えるときは、「差引改定取得価額」を $500億円\times\frac{(8)-(9)}{\text{認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従つて行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として取得又は製作若しくは建設をする生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額}}$ (10)と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

4　「支出した金額　(12)」の欄は、対象資産合計額が300億円を超える場合には、「改定支出金額」を $300億円\times\frac{支出した金額}{対象資産合計額}$ (12)と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該対象資産合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

5　「同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額　(15)」の欄は、認定事業適応事業者（租税特別措置法第42条の12の７第１項に規定する認定事業適応事業者をいう。次号において同じ。）が情報技術事業適応のうち租税特別措置法施行令第27条の12の７第２項（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する主務大臣の確認を受けたものの用に供した情報技術事業適応設備（同法第42条の12の７第４項に規定する情報技術事業適応設備をいう。）に係る額の合計額を記載すること。

6　「同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額　(22)」の欄は、認定事業適応事業者が情報技術事業適応のうち租税特別措置法施行令第27条の12の７第２項の規定により同項に規定する主務大臣の確認を受けたものを実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用に係る額の合計額を記載すること。

7　「同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額　(29)」の欄は、租税特別措置法第42条の12の７第３項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者がその事業の用に供した次に掲げる減価償却資産に係る額の合計額を記載すること。

(1)　租税特別措置法第42条の12の７第３項に規定する生産工程効率化等設備のうち租税特別措置法施行令第27条の12の７第３項の規定により経済産業大臣が定める基準に適合するもの

(2)　租税特別措置法第42条の12の７第３項に規定する需要開拓商品生産設備

別表六(二十七)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉓」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉔」）」に改め、同表の記載要領１号中「第42条の12の５の２第２項」を「第42条の12の６第２項」に改め、同表を別表六(二十八)とする。

別表六(二十六)の次に次の一表を加える。